

鑄協発 2021 第 32 号
令和 3 年 6 月 15 日

鑄物産業振興議員連盟
会 長 麻生 太郎 殿

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号
機械振興会館 5 階 501 号室

一般社団法人 日本鑄造協会
会 長 藤 原 慎 二

陳 情 書

鑄造業は、自動車産業や産業機械産業等の日本の製造業を支えるサポーターティング・インダストリーとして、サプライチェーンの一翼を構成する重要な産業であります。

昨年初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、企業活動や人々の日常生活は一変いたしました。感染拡大を抑制するための移動制限や生産活動の停止は、ヒトやモノの動きを急激に停滞させ、グローバル規模のサプライチェーンを毀損するなど、世界経済に大きな打撃を与えたことはご承知のとおりです。

このような状況の中、私ども日本の製造を支えるサプライチェーンの一翼を担う鑄造業界においても非常に厳しい状況となっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、受注量は激減しており、昨年5月には鑄造業平均で5割程度の減少となっており、企業によっては8割程度の減少のところも少なくありませんでした。その後、持ち直しの傾向となりましたが、依然としてコロナ禍前と比べ1~2割程度の減少となっており、全体としては回復が遅れている状況です。一方、特定の業種向けではありますが、自動車向けは昨年夏以降急速に回復しているところであり、建設機械向けや農業機械向けなども秋頃から徐々に回復傾向に転じ、特に高度な鑄造品については昨年末以降、生産能力を超える受注状況になっており、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊

した企業にとっては、この受注量の拡大は経営立て直しの好機であります。

政府においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、様々な支援策を講じていただいております。特に、雇用調整助成金の拡充や支給要件の緩和、融資制度の拡充などの資金繰り支援は、極めて効果のある支援策でございます。

現在においても、新型コロナウイルス感染症の感染が周期的に拡大している状況にありますことから、企業活動がコロナ禍前の状況に戻るには長期間を要するものと見込まれています。このことから、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響緩和のための支援策を講じていただきたく要望致します。

また、政府では2016年9月の「未来志向型の取引慣行に向けて」の公表後、政府・与党による様々な施策が実施されており、それに沿い鑄造業界でも自主行動計画を作成し、取引適正化に取り組んでいます。

しかしながら、従業員数30名未満の中小事業所が約8割を占める鑄造業は経営基盤も弱く、取引改善には依然困難が多い状況となっています。加えて、近年では人材確保が極めて困難となっており、また働き方改革の確実な実施に伴う労務費増などが経営に深刻な影響を及ぼしており、中小鑄造企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

さらに、鑄造業は電力多消費産業であることから、事業継続には安価で安定的な電力供給が必要不可欠となっています。再生可能エネルギー固定価格買取賦課金も年々上昇し、電力料金の負担増の上昇が止まらない状況にあります。このことにより、鑄造業界における売上高に占める電気料金の負担は10%までに増加しています。

業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、日本のものづくりを支える鑄造企業が前向きに事業に取り組めるよう、以下の点につきまして要望致します。

I. 重点項目

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動支援

(1) 雇用調整助成金の特例措置の段階的見直しは慎重に

雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、支給限度額の拡大や支給要件の緩和などの特例措置が講じられており、鑄造業界においてもこれを活用して事業継続及び雇用継続に極めて効果的な活用しているところです。政府においてはこの特例措置を新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて段階的に見直しを図る方針であるが、新型コロナウイルス感染症はこれまでも数次にわたり感染拡大が繰り返しており、その都度企業活動にも影響を及ぼしていることから、特例措

置の段階的見直しは中小企業、地域等の事情を踏まえて慎重に、かつ、柔軟な運用をしていただくよう要望致します。

(2) 再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) における賦課金減免制度の優良基準の柔軟な運用

製造業等における賦課金減免制度は、優良基準^(*)を満たすことにより賦課金の減免率が8割となっており、この優良基準を満たすことができない場合には賦課金の減免率が4割に減少することとなっています。ただし、災害その他やむを得ない理由があり、原単位の改善が実現していない事業者については原単位の改善のための取組に係る認定基準及び優良基準を満たすものとして取扱うこととしています(災害等の被害を受けた事業所の原単位の取扱い)。鑄造業において、最も電力を消費する電気炉(金属の溶解)は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、その操業時間が大幅に減少しており、電力の消費効率が大幅に悪くなっています。このことから、この優良基準を満たせず、賦課金の減免率が4割となり、電気料金の負担が大幅に上昇することとなります。

よって、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による原単位の悪化については、上記の「災害等の被害を受けた事業所の原単位の取扱い」を適用していただくよう要望致します。

<優良基準(*)>

- ① 11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下であること。
- ② 11月1日前に終了した直近の事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前年度の原単位以下であり、かつ、11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の値が105%以下であること。

(3) 働き方改革関連法に係る「時間外労働の上限規制」の柔軟な運用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、私ども日本の製造を支えるサプライチェーンの一翼を担う鑄造業界においても非常に厳しい状況にあります。昨年後半頃よりと受注の持ち直しの傾向となり、企業によって受注量に差は生じていますが、昨年末以降受注量が急増して、自社の生産能力を大幅に超える受注量となる企業も多くなってきております。

一方、一昨年4月(中小企業は昨年)に施行された「時間外労働の上限規制」を厳守しながら増加する受注に対応するためには従業員を増やす必要がありますが、人手不足により十分な従業員の採用が困難となっております。このため、顧客からの発注を辞退せざるを得ない状況にあります。コロナ禍で疲弊した経営の立て直しの好機を逃し、経営の健全化が遅れる

こととなります（特に中小企業への影響は大きい）。また、受注量が急増している鋳物製品は技術的難易度が比較的高いものであることから、製造工場の認証等が必要なため国内他社において直ぐに生産開始できるものではありません。このため、顧客は海外において生産実績を持っている企業等に発注することとなり、国内から海外へ仕事が流出することになるばかりか、これまでの経験から、一度海外に流出した仕事はほとんどの場合、二度と国内に戻ってこない状況です。我が国鋳造業に与える影響は極めて深刻なものとなります。また、我が国の国益及び国力の低下につながるようになります。

これらのことから、「時間外労働の上限規制」について、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、守らなければならないと規定されているもののうち、「時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月が限度」を、2023 年 3 月 31 日まで一時的に運用を停止していただきたく要望致します。

少なくとも、サプライチェーンの維持のために供給責任を全うする必要がある場合であって、かつ、残業に係る従業員の合意等がある場合にあっては、「時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月が限度」に係る労働基準監督署の指導方針の柔軟な運用を要望致します。

2. 取引慣行適正化の推進

政府において、2016 年 9 月「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表され、下請中小企業振興法の振興基準及び下請代金支払遅延等防止法の運用基準の改正や業種別下請ガイドラインの改訂などにより、重点課題として掲げた「価格決定方法の適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」に取り組まれています。また、一昨年度においては、「型取引の適正化推進協議会」を発足し、下請事業者が抱える型の廃棄、保管費用の負担などの問題解決のための型管理の適正化に係る目安などを示した報告書が取り纏められ、この報告書に沿って下請中小企業振興法の振興基準も改正されたところです。昨年度も「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」を発足し、支払方法は原則現金で、約束手形による支払であっても手形サイトは 60 日以内とするなどの報告書が取り纏められ、この報告書に沿って本年 3 月には「下請代金の支払手段について」（中小企業庁長官及び公正取引委員会事務総長の連名）の通達が発出されたところです。我々鋳造業界も他の素形材業界とともに素形材 8 団体による自主行動計画を作成し、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に取り組んでいます。

鑄造業界においても、政府の取組みの周知、説明会の開催などを行うとともに、昨今の人手不足・人材確保の厳しい現状や働き方改革に対応するために上昇する労務費の取引価格への転嫁の一助として、鑄造業界労務費シミュレーションソフトの作成と周知を行うとともに、労務費上昇分の転嫁取組・成功事例の情報提供を行っています。

しかしながら、人手不足や働き方改革への対応のため、労務費が高騰しており、このコスト増の適正な転嫁は非常に難しく、依然として大きな課題となっています。

また、鑄物を製造するために必要な「型」に関しては、依然として量産終了後にも関わらず長期間無償で保管を強いられている鑄造企業も多く、改善状況は道半ばとなっています。

鑄造企業の資金繰りを円滑にするため、手形決済（ファクタリング決済を含む）から現金決済への移行も重要な課題となっております。

上記の解決には、「未来志向型の取引慣行に向けて」や一昨年度取り纏められた「型取引の適正化推進協議会報告書」、本年 3 月に発出された「下請代金の支払手段について」の更なる周知・徹底並びに素形材業界及びユーザー業界の自主行動計画の着実な実行とフォローアップの実施など、更なる取組の深化、拡大に向けた継続的な支援を要望致します。

3. エネルギーコスト拡大の抑制

(1) 再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) の見直し

再生可能エネルギー固定価格買取制度における賦課金は、今年度は 3.36 円/kwh となり、昨年度の 2.98 円/kwh に 0.38 円 kwh 増と大幅に増加しており、スタート年度時の 0.22 円/kwh に比べて 15 倍の負担増となっています。これは、震災後の 7 電力会社の平均値上げ額 2.73 円/kwh を大幅に超える負担増となります。このような賦課金の拡大は既に容認できるレベルを超えています。

同制度はスタート後、個人の売電を除き 20 年間は賦課金が増加する制度となっており、これを放置することは、電力多消費産業である鑄造業の国内存立の基盤を失わせるものです。2017 年度の FIT 改正法の施行により毎年度の買取価格に対する一定の抑制効果が見られるところですが、2021 年度の買取総額は 3.8 兆円に拡大する見込みの中、2030 年に再エネ比率 22~24% を買取総額 4 兆円以内で実現するというエネルギーミックス実現のためには、毎年度の買取価格の抑制や入札制度による競争原理の導入などが必要不可欠であります。これらのことを通じて、更なる賦課金拡大を抑制するとともに、将来的な賦課金単価の見込みを示していただき、将来

の賦課金単価に上限を設けることを要望致します。また、賦課金減免措置の適用基準に関して、電力多消費産業である鑄造業界の中小企業に配慮した基準の緩和を要望致します。

(2) 原子力発電の安全性を確保した早期再稼働を含めた安価で安定的なエネルギー供給

原子力発電の再稼働に当たっては、福島原発事故の教訓を生かし、科学的見地から徹底的に安全確認を行うことが大前提であると考えます。しかし、再稼働までの期間が余りに長期化しており、現在、定期検査に伴い停止中等を除き実際に稼働している原発は 6 基のみ (3/22 現在) となっています。予見可能性が無い現状を踏まえれば、原子力規制委員会において新規制基準への適合が確認された原子力発電所については、これまで得られた知見・経験を最大限活用し、今後の効率的な再稼働の実施に繋げていただきたいと思います。また、現状の高い電気料金の最大の要因は、原子力発電の再稼働の遅れにあります。国が前面に立って立地自治体等関係者との調整を進め、速やかな再稼働により電気料金を東日本大震災以前の水準に戻し、電力が長期にわたり継続的に安価で安定的に供給されるよう要望致します。

4. 温室効果ガス削減に向けた工程表の提供、支援策の拡充

鑄造業界においても温室効果ガスの排出削減（主に省エネを通じた CO2 排出削減）に向け取り組んでいるところです。当協会としても CO2 排出削減に向けた会員企業への周知活動を実施しているところですが、今年度よりカーボンニュートラル特別委員会を設置して、鑄造業界として何ができるか、何をすべきかなど、CO2 排出削減をはじめにカーボンニュートラルの取組みを実施することとしています。

政府においても、菅首相が昨年秋に「2050 年までに温室効果ガスを全体としてゼロとする」旨表明するとともに、本年 4 月には「2030 年に向けた温室効果ガスの削減目標として、2013 年に比べて 46%削減することを目指す。」旨表明しました。

この極めて高いレベルの政府目標を達成するために、鑄造業界としても少しでも貢献できるよう取り組んでいきたいと考えております。このため、2030 年及び 2050 年の目標達成に向けた全体的な工程表を示していただくよう要望致します。また、キュボラから電気炉への転換、既存の電気炉から高効率の電気炉への転換や生産工程の効率化など、CO2 削減のための設備更新の補助金等の支援策を講じていただくよう要望致します。

II. 施策関連要望

1. 特定技能外国人受入れ制度及び外国人技能実習制度の柔軟な運用

鑄造業界では、特定技能外国人受入れ制度及び外国人技能実習制度に基づき外国人の方々を多く受入れをしているところです。これらの外国人の方々に対しては、これらの制度で求められている支援等を確実に実施し、これら外国人の方々々が日本で働いて、又は実習をして、良かったと実感できるように引き続き取り組んでいるところです。また、外国人技能実習生については今後とも技能実習制度の基本理念にのっとり適正に実施していきます。

特定技能外国人受入れ制度について、本制度等で外国人を受け入れている企業は、外国人に日本で資金を蓄えるだけではなく、技術を極めてもらい、作業者としてだけではなく、鑄造業の発展に繋がる人材になって欲しいと思っています。また、自国に帰国後起業できるような人材育成をしたいと思っています。このことから、外国人材が安心して長期にわたり、鑄造業に従事し、技術を習得できるよう特定技能2号の業種拡大について検討を進めていただき、「素形材産業（鑄造業）」を対象業種に追加いただくよう要望致しますとともに、引き続き「届出書類等提出書類の簡素化」を要望致します。

また、外国人技能実習制度について、外国人技能実習機構（機構）において以下の事案がありました。昨年の要望書に記載した機構の不透明な手続き遅延により受入れ企業に多額の損害を与えた事案も踏まえ、機構に対し適切な指導を徹底していただくよう要望致します。

監理団体が機構に対して、技能実習計画の作業内容の追加を相談したところ、当該作業が技能実習計画審査基準に明記されていないことを理由に当該作業を技能実習計画に追加することは認められないとの回答でありました。しかしながら、同審査基準には当該作業に専ら使用する機械、器具等が明記されていることから再度機構に問い合わせたところ、同審査基準は厚生労働省が作成しており、機構では分からないので、同省に確認して欲しいとの回答でありました。これを受けて、監理団体が当協会会員企業である受入れ企業を通じて当協会に相談があり、当協会から経済産業省を通じて厚生労働省に照会したところ、当該作業を実習計画に追加できる旨の回答をいただいたところです。

本来であれば、同審査基準は技能実習計画を認定するための重要な基準であり、技能実習計画の認定手続きを担う機構が分からないのであれば、機構自らが厚生労働省に問い合わせるべきであるにもかかわらず、監理団体等に不要な負担を強いた機構の姿勢はあってはならないものです。

2. 経営者保証に関するガイドラインの周知・徹底

中小企業融資における経営者の連帯保証が、新規起業や事業承継の障害となっています。2014年2月「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、経営者保証に依らない「経営者保証ガイドライン対応保証制度」が始まったことを受けて、改善が進んでいるものの、信用力が相対的に低い中小企業・小規模事業者の場合、依然として経営者自らが融資の保証人となるのが一般的となっているのが実態であります。

このため、銀行等に対し「経営者保証に関するガイドライン」の周知・徹底を引き続き図るとともに、個人保証への依存・融資慣行化の阻害要因の合理的対応について、引き続きの支援を要望致します。

3. 最低賃金の引き上げは地域の実情等を踏まえて慎重に

報道等によれば、政府は、大都市と地方との給与格差を是正するとともに、経済の活性化を図るために、最低賃金を全ての地域において早期に1,000円に引き上げることを目指すとしている。一方、地域の生活必需品の物価や家賃などは東京等の大都市に比べ安い状況にあります。

このことから、最低賃金の引き上げにおいては、1,000円という数字が独り歩きすることを排除して、これらの物価等の地域の実情を十分踏まえて、慎重に検討していただくよう要望致します。

4. 大学等における鑄造分野の技術習得の専門課程の拡充（復活）

1980年代頃までは、鑄造分野の技術習得ができる金属工学科等の教育が多くの大学等で実施されていたが、その後、情報通信等に学生の関心が移行するにつれて、多くの大学で鑄造分野の学科等が縮小又は廃止され、現在、鑄造分野の教育が行われている大学は極めて少なくなっているとともに、鑄造分野の教育を受けたいと思っている学生の教育の機会も消失させている状況にあります（過去には金属工学科等の鑄造分野の教育の場は工学部の中に一般的に存在していたが、現在は10大学にあるか、ないかの状況）。

このことから、大学等卒業後の就職においても、学生の鑄造業への関心は低くなり、鑄造企業での大卒採用を難しくしています。特に中小企業では極めて困難な状況にあります。

また、この学科等の減少により、鑄造分野の教育をする教授等の講師の減少も著しく、かつ、大学等における研究費も減少していることから、鑄造分野の次代を担う教育及び研究が困難になるとの極めて深刻な懸念があります。

鑄造業の発展が著しい中国においては、大学等における鑄造分野の教育の場が豊富にあるとともに、教授等の研究費も潤沢に用意されている状況にありま

す。このままでは、我が国鑄造産業の発展を大きく阻害し、国際競争力を失わせる事態に発展いたします。

つきましては、大学や大学院における金属工学科等の鑄造分野の技術教育の場を拡充・復活させる施策を講じていただくとともに、それを教える講師の育成強化及び研究費の確保をしていただくよう要望致します。

Ⅲ. 予算・税制要望

1. ものづくり・商業・サービス補助金の拡充及び要件緩和

中小企業等を対象とした「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（「ものづくり補助」）は、サポーター・インダストリーとしての鑄造業の技術開発等を促進するものであり、大変有用な制度です。このため、2022年以降も、本予算の継続的・安定的かつ十分な措置について要望を致します。

他方、令和元年度補正予算事業から、申請の必須要件として「賃金引上げ計画」の作成・提出を求められ、この「賃金引上げ計画」を達成できない場合には補助金の返還を求められることとなりました。とりわけ、この「賃金引上げ計画」の中には、「給与支給総額を年率平均 1.5%以上増加」を求められていますが、働き方改革の実行により残業手当は確実に減少することから、この要件を満足できる中小企業は極めて少数であります。このため、この「賃金引上げ計画」の作成・提出の撤廃を要望致します。

また、同様に令和元年度補正予算事業から、「過去3年間に、類似の補助金の交付決定を受けていた場合、交付決定の回数に応じて減点」することとしていますが、生産性向上に意欲的に取り組んでいる中小企業にとっては、本補助金は極めて有効であり、この減点により不採択になった場合、生産性向上を図れないばかりか、その意欲さえも無くしてしまうことになりかねず、補助事業の政策的な意義を達成できなくなると考えます。このことから、この減点措置の撤廃を要望致します。

2. 電力多消費産業に対する省エネ投資支援施策の特例

電気炉により 1500 度で鉄を溶解する電力多消費産業である鑄造業界にとって、省エネは最大の課題であり現在も様々な取り組みを行っています。また、FIT 賦課金減免制度では「原単位の改善に向けた取組状況に応じて」減免率を決定する見直しが行われていますが、中小企業がほとんどの鑄造業では、体制的にも投資余力においても省エネ対応に限界があるのが実情です。このため、省エネ補助金の拡充等により、電力多消費産業の中小事業者への補助率上乘せ、申請手続きの簡素化等を実施していただき、引き続き、電力多消費産業の省エネを強力に後押ししていただくよう要望致します。

3. 中小企業に配慮した人材育成等への助成の復活・拡充

中小企業が大多数を占める鋳造業においては、企業が自ら人材育成を行うことが困難であることから、当協会では新人教育、中堅人材教育等の研修事業を協会事業の柱として実施していますが、協会事業としては受益者負担の原則から高額な受講料を設定せざるを得ない状況にあります。全国に展開している中小鋳造企業会員にとって、高額な受講料に加えて交通費等を負担しての研修受講は大きな負担となっています。

当協会の人材育成事業である鋳造カレッジ及び鋳造カレッジ上級コースは、2017年度までありました「ものづくり中核人材育成事業」の指定講習として認定を受け、2017年度の受講生111名のうち48名がこのものづくり中核人材育成事業を利用しておりました。サポーティング・インダストリーの人材育成を助成する中小企業経営支援等対策費補助金（ものづくり中核人材育成事業補助金）の復活、拡充を要望致します。

併せて、人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）については、1人当たりの助成率の引き上げと申請手続きの簡略化を要望致します。

以 上